

労働委員会を ご存じですか？

円滑な労使関係のために



長 崎 県 労 働 委 員 会

1 労働委員会について

○労働委員会の設置目的

労働者と使用者の間に賃上げや労働条件などをめぐって紛争が生じたときは、それぞれが対等の立場で話し合いを行い、自主的に解決するのが最も望ましいことですが、自主的な解決が困難な場合もあります。

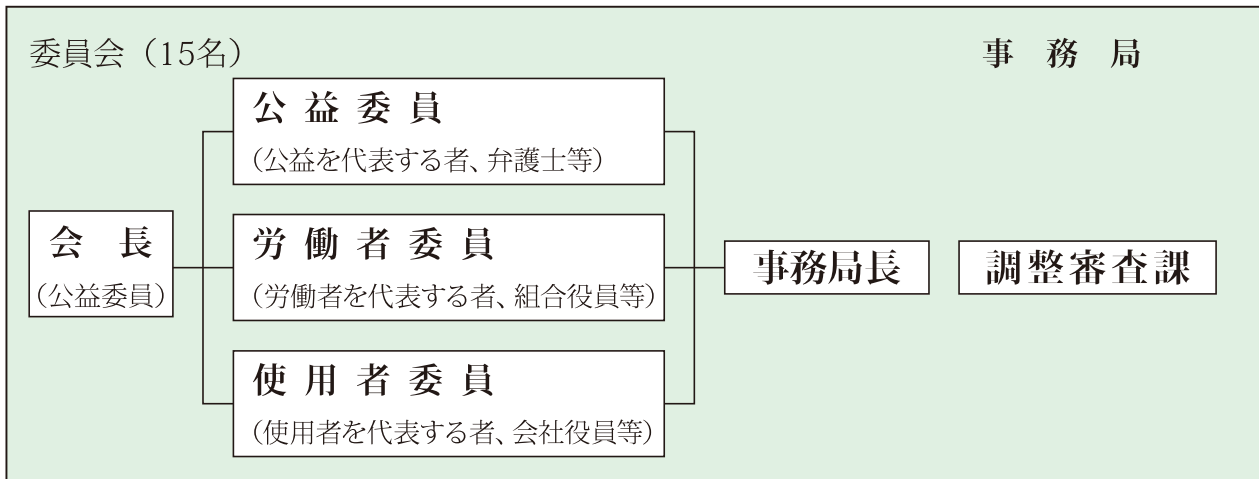
そのような場合には、公平な第三者が仲立ちをし、解決のためのお手伝いをすることによって円満に解決することが少なくありません。

また、労働組合法では、使用者が行ってはいけない行為が定められています。これを不当労働行為といいますが、このような法律で禁止されている不当労働行為が行われたかどうかを公正に判断し、労働者の権利を保護する機関が必要となります。

このように、労働者と使用者の間の紛争を解決するための行政委員会として労働委員会が設けられています。



○労働委員会の組織

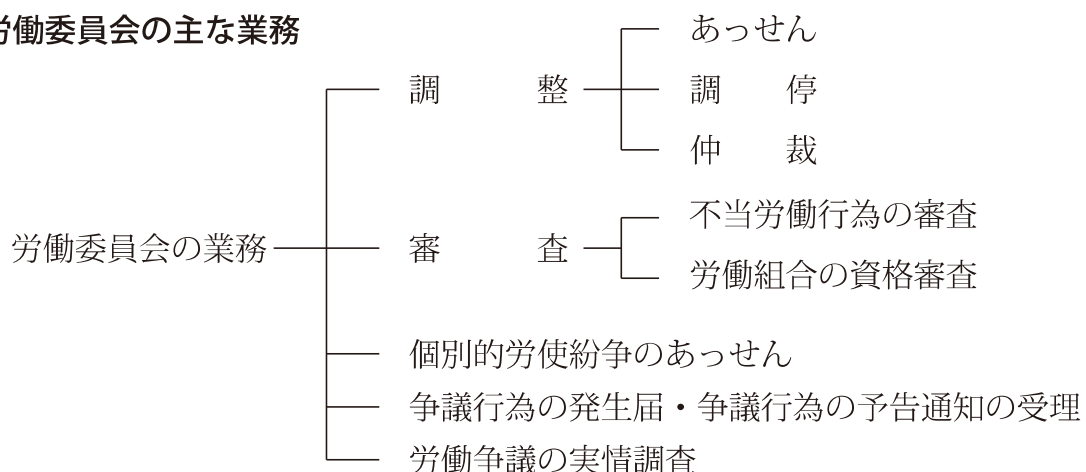


労働委員会は、労働組合法という法律に基づいて設けられている機関で、各都道府県にそれぞれ設置されています。

労働委員会の委員の任命は知事が行いますが、仕事の進め方については、自主的に運営されています。

これは、労働問題の解決にあたって、公平・中立であることが求められるからです。また、労働委員会には事務局がおかれ、委員を補佐しています。

○労働委員会の主な業務



労働委員会の業務には、上記のように調整や審査、個別的労使紛争のあっせんなどがあります。それぞれの詳しい内容については、3～9ページをご覧ください。

なお、労働委員会での手続きに係る費用は無料です。

2 調整について

○調整とは

労使間で労働関係に関する主張が一致せず、自主的解決が困難なときに、争議解決のための援助を行います。これを「調整」といいます。

調整の方法として、**あっせん・調停・仲裁**の三つがあり、どの方法を選ぶかは原則として当事者の自由です。

あっせん

あっせん員が労使の主張を確かめて、労使間の話し合いをとりもつなどして双方の妥協点を見だし、解決のための援助を行う方法です。

最も簡易で、よく利用されています。

調 停

申請等によって設けられた**調停委員会**が双方の主張の調整などを行った上で、**調停案**を提示し受諾を勧告する方法です。

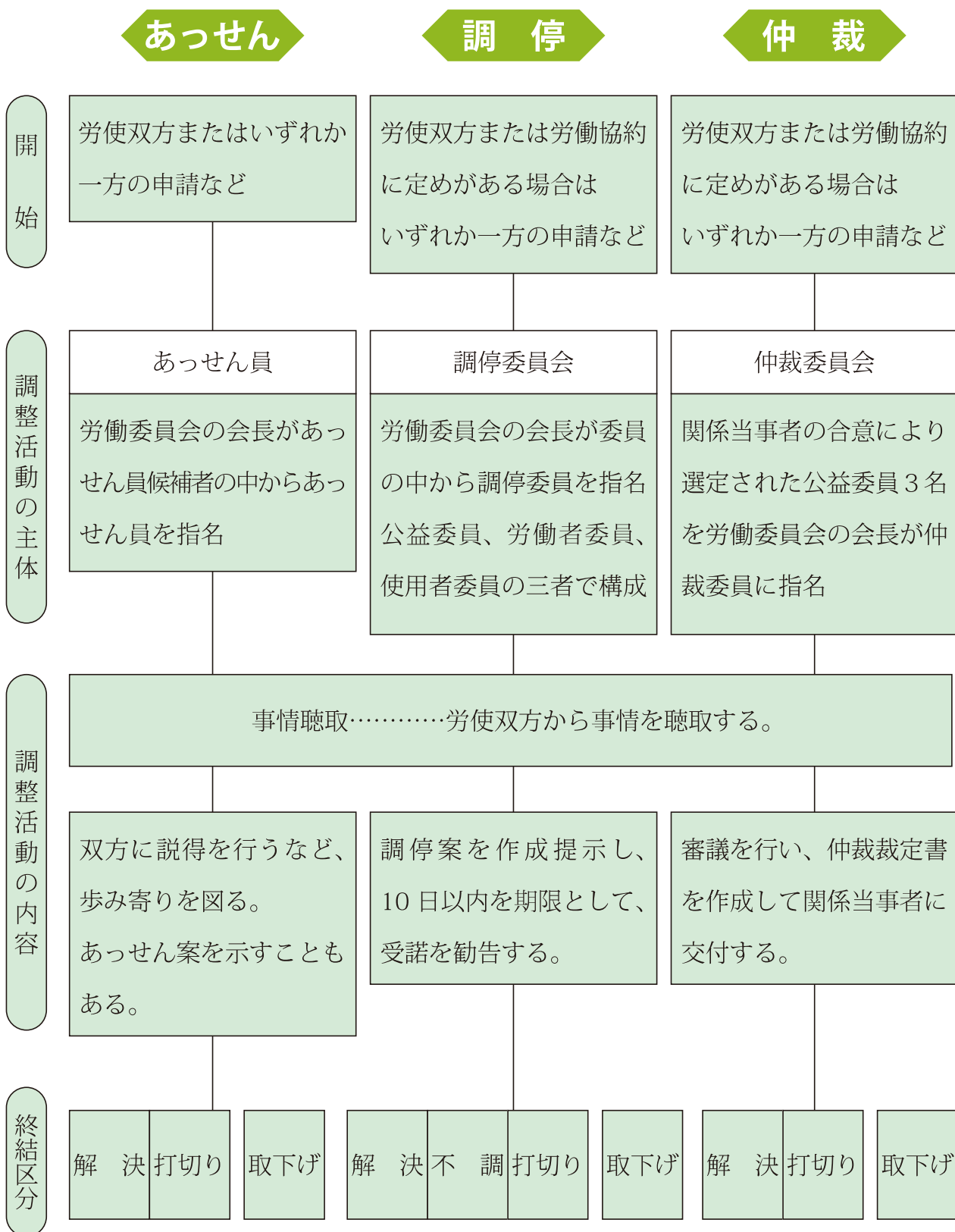
仲 裁

申請等によって設けられた**仲裁委員会**が**仲裁裁定**を行い争議を解決する方法です。

この仲裁裁定は、当事者の意思に関係なく労働協約が成立したものとして、当事者を拘束することになるという点であっせんや調停と異なります。

それぞれを簡単な表にすると右のページのようになります。

調整のあらまし



3 審査について

○不当労働行為とは

憲法は、労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しています。

これは、これらの権利を労働者が使用者と対等な立場で労働条件を決定するうえで、欠くことのできない要件とみなしているからです。

また、労働組合法では、使用者に対し、次の表の行為を不当労働行為として禁止し、その違反に対しては、労働委員会に救済を行わせるなど、労働者の権利の保護を具体的に担保しています。

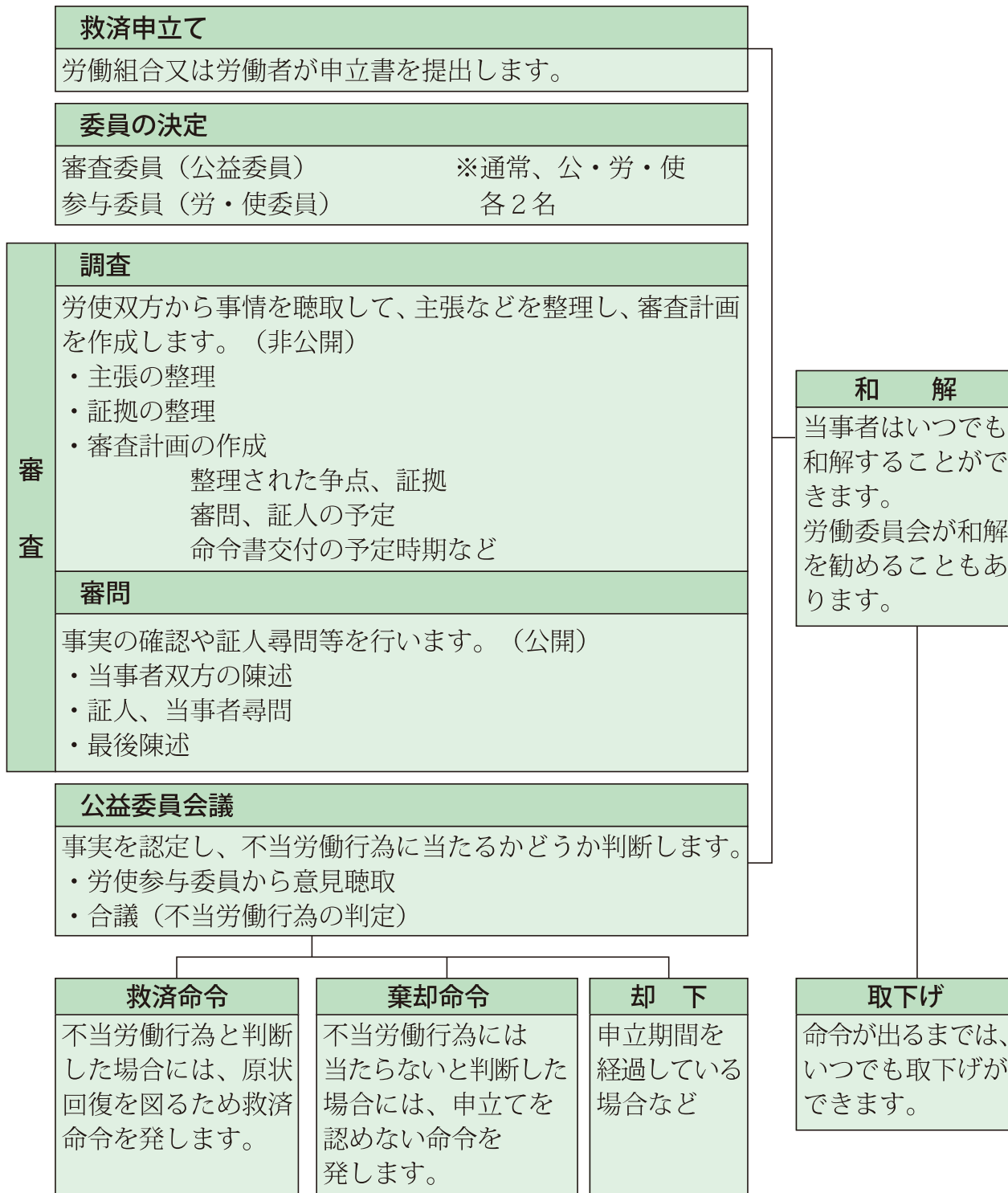
不当労働行為の形態（労働組合法第7条）

号別	種別	使用者がしてはいけない行為	
1号	不利益取扱い	1.労働組合の組合員であること 2.組合に加入したり組合を結成しようとしたこと 3.労働組合の正当な行為をしたこと	を理由に 1.解雇すること 2.その他不利益な取扱いをすること
	黄犬契約	1.労働組合に加入しないこと 2.労働組合から脱退すること	
2号	団体交渉の拒否	団体交渉を正当な理由なしに拒否すること	
3号	支配介入	1.労働組合を結成すること 2.労働組合を運営すること	に対して 1.支配し 2.介入すること
	経費援助	労働組合の運営に要する費用を援助すること	
4号	労働委員会に申立て等をしたための不利益取扱い	1.労働委員会に対し不当労働行為救済の申立てをしたこと 2.不当労働行為の命令について再審査の申立てをしたこと 3.1・2または争議の調整の場合に証拠を提出したり発言したりしたこと	を理由に 1.解雇すること 2.その他不利益な取扱いをすること

労働委員会は、労働組合（労働者）の救済申立てにより審査を開始し、その結果の事実に基づき必要な命令（決定）を行います。

長崎県労働委員会における審査期間（救済申立てから命令までの期間）は、1年を目標としています。

不当労働行為の審査のあらまし



※命令に不服がある場合の申立て等

- ①中央労働委員会に再審査申立て…命令交付の日から15日以内
- ②裁判所に行政訴訟……………命令交付の日から、使用者は30日以内
労働組合（労働者）は6ヶ月以内

4 個別的労使紛争のあっせんについて

○個別的労使紛争とは

解雇、賃金未払い、セクハラなどをめぐり、労働者個人と使用者との間で生じた紛争をいいます。

○あっせんとは

あっせん員が、中立公正な立場から、当事者双方の主張を聞きながらお互いの合意点を見だし、話し合いによる解決ができるようお手伝いする制度です。

○あっせん員は

原則として、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されますので、労働者と使用者の双方の主張をよく理解できる公平な制度となっています。

- ・公益委員：公益を代表する委員で、弁護士や大学教授など
- ・労働者委員：労働者を代表する委員で、労働団体役員など
- ・使用者委員：使用者を代表する委員で、会社経営者、使用者団体役員など

○あっせんを行わない場合

既に裁判で争っている場合や労働局など他の機関であっせんが行われているときなどは、この制度によるあっせんを行わないこともあります。

○あっせんの打切り

あっせんは、あくまでも当事者双方の紛争解決への理解と協力に基づく制度です。このため、状況により解決が困難と判断された場合には、あっせんを打切ることがあります。

○あっせんを利用できるのは

長崎県内の事業所の労働者と使用者が利用できます。パートタイマーやアルバイトなどの労働者も利用できます。

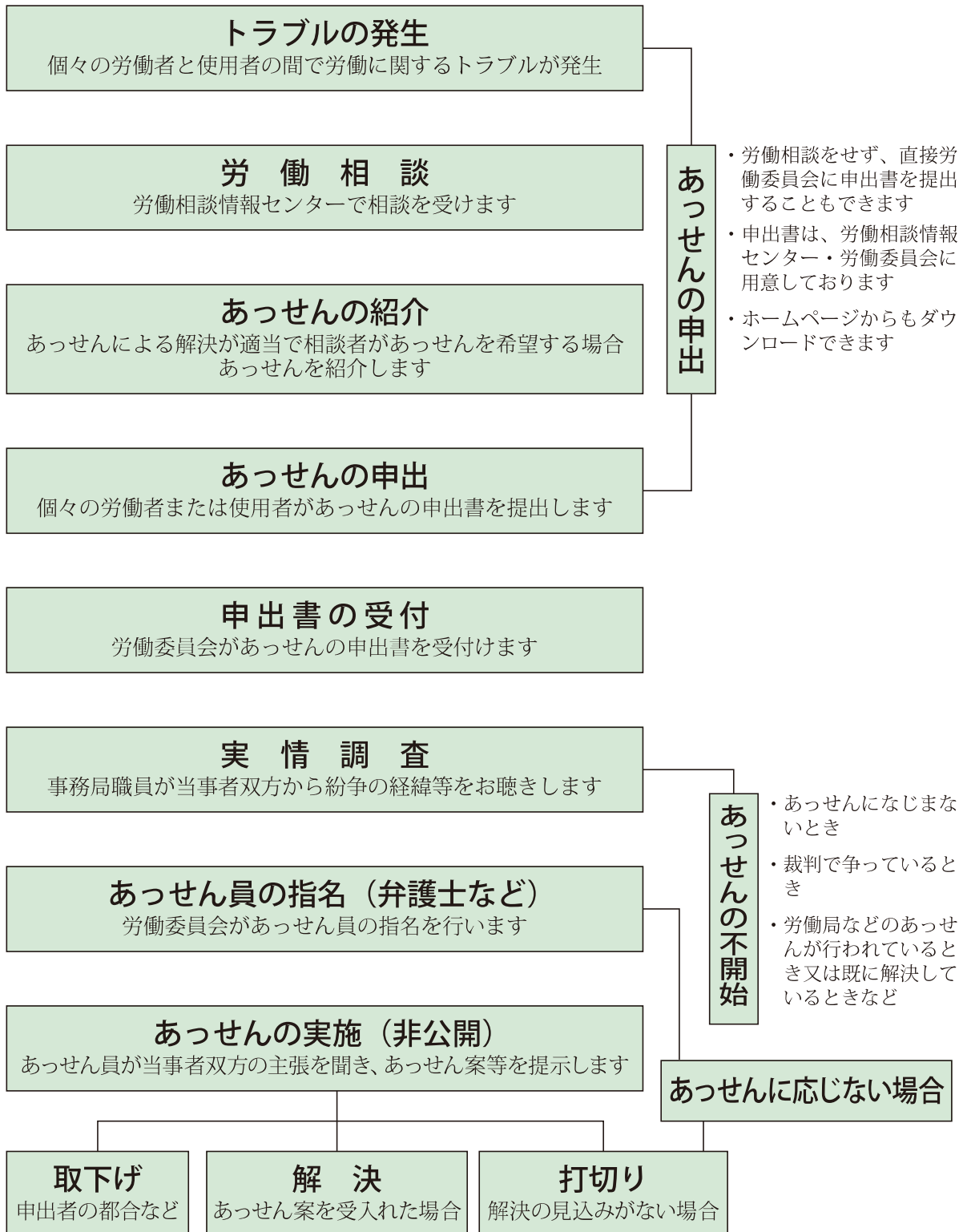
○秘密厳守

あっせんは非公開で行われ、秘密は守ります。

○費用は

無料です。

あっせんのあらまし



（備考）労働相談は、長崎労働相談情報センターと佐世保労働相談情報センターで応じています。所在地・電話番号等は10ページをご覧ください。

5 そ の 他

労働組合の資格審査

労働組合は、労働者の自由な意思によって結成することができます。

しかし、法人登記をする場合、労働委員会の労働者委員の候補者を推せんする場合、不当労働行為の救済を申し立てる場合などには、労働組合法で決められた要件を備えた労働組合であるかどうかについて、労働委員会の審査を受けなければなりません。これを労働組合の資格審査といいます。

争議行為の発生届

争議行為が発生したときは、当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は県知事に届け出なければなりません。

これは労働関係調整法第9条で義務づけられています。

争議行為の予告通知

公益事業（運輸・郵便・電気通信・水道・電気・ガス・医療などの事業）の場合、労働委員会及び県知事に、争議をしようとする日の少なくとも10日前までに、文書により通知しなければなりません。

これは、公衆の日常生活に多大な影響を及ぼすのを防止しようとするもので、労働関係調整法第37条で義務づけられています。

労働争議の実情調査

労働争議が発生した場合、その労働争議の実情についての調査を実施することがあります。

この調査は、労働委員会において調整活動を開始した場合に、迅速な対応ができるように備えておくためのものですので、ご協力をお願いします。

6 さ い ご に

労使間の問題は、自主的に解決されるのが最良の方法です。このため労働委員会は、自主的な解決が困難となって調整や審査、個別的労使紛争のあっせんを依頼された場合、そのような当事者の意向を最大限生かしたいと考えていますので、労働委員会と一緒に解決への道を探り出そうという心構えでのぞんでいただきたいと思ひます。

最後に、労働委員会についてさらにお知りになりたい方、労使関係の問題についてお尋ねになりたい方は、長崎県労働委員会または下記の機関へご相談ください。

●労働相談情報センター

【所在地】

○長崎労働相談情報センター
〒850 - 8570
長崎市尾上町 3-1
長崎県庁行政棟 5 階
(長崎県雇用労働政策課内)

○佐世保労働相談情報センター
〒857 - 8502
佐世保市木場田町 3-25
県北振興局本館 4 階

【電話による労働相談】

(開設時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前 9 時～午後 5 時まで
(フリーダイヤル) 0120-783-258 (TEL) 095-821-1457
0120-783-369 095-820-0166

【面談による労働相談】

(長 崎) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前 9 時～午後 5 時まで
(佐世保) 毎週水曜日(祝祭日を除く) 午前 10 時～午後 5 時まで

【弁護士による特別労働相談】 ※事前予約が必要です

(長 崎) 毎月第 4 水曜日(祝祭日を除く) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分まで
(佐世保) 奇数月の第 4 水曜日(祝祭日を除く) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分まで



長崎県労働委員会事務局

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL (095) 822-2398
(行政棟 7階)

FAX (095) 825-6387

e-mail : s23000@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/section/rodo-i/index.html>